

春日井市建設工事抽選均等方式取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、次のことを目的として、一般競争入札又は指名競争入札の方法により春日井市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において実施する抽選均等方式による入札について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 受注機会の確保による地元建設業者の存続及び育成を図るため。
- (2) 受注偏重に伴う債務不履行リスクを分散し、確実な履行につなげるため。

(対象工事)

第2条 抽選均等方式による入札の対象となる工事は、一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する工事であって、次の各号のいずれにも該当するもののうちから抽選均等方式によることが妥当である理由を明確にしたうえで、各所属が決定するものとする。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- (2) 工事種別又は業種区分が同一の案件であること。

(落札候補者の決定)

第3条 抽選均等方式による入札における落札候補者の決定は、対象案件の開札順に行うものとし、その方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象案件の開札順は、予定価格が高い順に設定する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「抽選対象者」という。）が1者となる工事案件の落札候補者は、当該入札者とする。
- (3) 抽選対象者が2者以上となる工事案件（以下「抽選案件」という。）は、抽選対象者のうち優先して落札候補者とする順位（以下「落札候補者優先順位」という。）を抽選により決定する。
- (4) 前号の規定により落札候補者優先順位を決定した場合における落札候補者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

ア 抽選対象者に開札順上位の抽選案件の落札候補者（以下「先開札抽選案件落札候補者」という。）以外の者が含まれる場合 先開札抽選案件落札候補者を除き、落札候補者優先順位が最上位の者

イ 抽選対象者が先開札抽選案件落札候補者のみの場合 先開札抽選案件落札候補者の中から次に掲げる順に該当する者

- (ア) 先開札抽選案件落札候補者となった件数が最も少ない者
- (イ) 先開札抽選案件落札候補者となった件数が同数のときは、それらの者のうち、落札候補者優先順位が最上位の者

(周知方法)

第4条 抽選均等方式による入札を行う場合は、入札公告又は指名通知によりあらかじめ周知するものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月10日から施行する。